

やすらぎ<自治体提携慶弔共済保険>の保障内容

「やすらぎ」は中小企業で働く人たちの
こころ強い福利厚生制度です。



ここに掲載されている内容は、自治体提携慶弔共済保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、「自治体提携慶弔共済保険普通保険約款」をご覧ください。



やすらぎHPはこちら

本人の保障

保険金の種類	保障内容		保険金額	
	保険金をお支払いする場合		最高金額	最低金額
死亡保険金	① すべての死亡	65才未満の方の場合	50万円	1,000円
		65才以上の方の場合	25万円	500円
	② 疾病死亡	65才未満の方の場合	50万円	1,000円
		65才以上の方の場合	25万円	500円
	③ 不慮の事故による死亡 (①に加算)		75万円	1,000円
	④ 交通事故による死亡 (①・③に加算)		50万円	1,000円
重度障害・後遺障害保険金 (死亡保険金の同じ番号に含まれます)	① すべての重度障害	65才未満の方の場合	50万円	1,000円
		65才以上の方の場合	25万円	500円
	② 疾病重度障害	65才未満の方の場合	50万円	1,000円
		65才以上の方の場合	25万円	500円
	③ 不慮の事故による後遺障害 (①に加算)		75万円	1,000円
	④ 交通事故による後遺障害 (①・③に加算)		50万円	1,000円
⑤ 増加重度障害 (①に加算)	65才以上71才未満の方	25万円	1,000円	
⑥ 増加疾病重度障害 (②に加算)	65才以上71才未満の方	25万円	1,000円	
傷病休業保険金	休業 14日以上 30日未満		1.5万円	1,000円
	休業 30日以上 60日未満 (上記に加算)		2万円	1,000円
	休業 60日以上 90日未満 (上記に加算)		2万円	1,000円
	休業 90日以上 120日未満 (上記に加算)		2万円	1,000円
	休業 120日以上 (上記に加算)		2万円	1,000円

本人の財産の保障

保険金の種類	保障内容		保険金額	
	保険金をお支払いする場合		最高金額	最低金額
住宅災害保険金	火災等による損害		50万円	1,000円
	自然災害による損害		15万円	1,000円



予算に合わせて保障内容が選べます。
保険金額は1,000円単位で設定できます。

慶弔見舞金の保障

保険金の種類	保障内容		保険金額	
	慶弔見舞金をお支払いする場合		最高金額	最低金額
死亡弔慰金	配偶者の死亡		10万円	1,000円
	子の死亡		5万円	1,000円
	親の死亡		2万円	1,000円
	住宅災害による同居親族の死亡		3万円	1,000円
結婚・出生・就学祝金	結婚祝金	本人の結婚	3万円	1,000円
	出生祝金	本人に子が出生した場合	2万円	1,000円
	就学祝金	子の小学校入学	1万円	1,000円
		子の中学校入学	1万円	1,000円
		子の高等学校入学	1万円	1,000円
子の大学入学		1万円	1,000円	
二十歳・長寿 右の年齢に達した場合	二十歳の祝金	本人が満20才	2万円	1,000円
	還暦祝金	本人が満60才	2万円	1,000円
	古希祝金	本人が満69才	2万円	1,000円
結婚記念祝金 右の期間を迎えた場合	水晶婚 (15周年)		1万円	1,000円
	磁器婚 (20周年)		1万円	1,000円
	銀婚 (25周年)		2万円	1,000円
	真珠婚 (30周年)		2万円	1,000円
	珊瑚婚 (35周年)		2万円	1,000円
	ルビー婚 (40周年)		3万円	1,000円
在会祝金 右の期間を経過した場合	サファイア婚 (45周年)		3万円	1,000円
	金婚 (50周年)		3万円	1,000円
	在会5年		5,000円	1,000円
	在会10年		5,000円	1,000円
	在会15年		1万円	1,000円
退会祝金 右の期間を経過した場合	在会20年		1万円	1,000円
	退会 - 在会5年以上10年未満		1万円	1,000円
	退会 - 在会10年以上 (上記に加算)		1万円	1,000円
	退会 - 在会3年以上5年未満		5,000円	1,000円
勤続祝金 右の期間を経過した場合	定年退会 - 在会5年以上10年未満 (上記に加算)		5,000円	1,000円
	定年退会 - 在会10年以上 (上記に加算)		5,000円	1,000円
	勤続10年		1万円	1,000円
	勤続15年		1.5万円	1,000円
	勤続20年		3万円	1,000円
	勤続25年		3万円	1,000円
勤続祝金 右の期間を経過した場合	勤続30年		3万円	1,000円
	勤続35年		3万円	1,000円
	勤続40年		3万円	1,000円

ご契約にあたっての注意

- 「すべての死亡(重度障害)」と「疾病死亡(重度障害)」は、重複契約はできません。
- ※「すべての死亡(重度障害)」をご契約する場合には、会員(本人)全員の同意確認が必要です。
- 「疾病死亡(重度障害)」は、「不慮の事故死亡(後遺障害)」とセットでご契約いただきます。
- 「増加死亡(重度障害)」のご契約には、「すべての死亡(重度障害)」のご契約が必要です。また「増加疾病死亡(重度障害)」のご契約には、「疾病死亡(重度障害)」のご契約が必要です。
- 退会祝金の「定年退会」は、「退会」に追加しての申し込みとなります。単独での申し込みはできません。
- 自然災害は火災等の30%の金額での付帯となります。自然災害単独のご契約はできません。

ご契約にあたって

- 1. 契約できる団体**
中小企業で働く勤労者で構成されているサービスセンター・共済会・互助会などの単位で、全会員まとめてご契約いただきます。
- 2. 保険契約の申し込み**
この保険契約の締結にあたっては、サービスセンター・共済会・互助会より、団体の互助規約・規程等を提出いただきます。
- 3. 契約者と被保険者**
 - 契約者
サービスセンター・共済会・互助会などが保険契約者となります。
 - 被保険者
本人保障と本人財産保障の場合は会員が、また、慶弔見舞金保障の場合はサービスセンター・共済会・互助会などが被保険者となります。サービスセンター・共済会・互助会の全ての会員を対象とし、会員の一部のみを本保険の対象とすることはできません。
- 4. 保険料の払い込み**
サービスセンター・共済会・互助会などが、毎月全会員分の保険料をまとめて全労済協会へ払込期日迄に払い込んでいただきます。
- 5. 保険期間**
保険期間は1年間です。なお、サービスセンター・共済会・互助会などからお申し出のない限り自動更新となります。
- 6. 優良戻し**
1年間を通じて、剰余の生じたサービスセンター・共済会・互助会などへは優良戻しを行います。
- 7. 保険金のお支払い**
保険事故が発生した場合は、所定の証明書(公的証明)をご提出いただけます。ただし、火災や死亡などの事故を除く簡易な保険事故については各サービスセンター・共済会・互助会などの証明をもってこれに代えることができます。

全労済協会は、勤労者の生活・福祉に関するシンポジウム等の開催および各種調査研究を行う「シンクタンク事業」と、勤労者相互の連帯と相互扶助による「相互扶助事業」を両輪とし、勤労者福祉の向上を目指した事業活動を総合的に展開することで、豊かな福祉社会づくりに貢献していきます。

全労済協会
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
電話 03-5333-5128(共済保険部直通) FAX 03-5351-0421
<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/>